

## ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマークの活用について

### 1 ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマークの作成の趣旨

急速な少子・高齢化の進行により、人口減少社会に突入した現在、多様な人材が活躍し、能力をいかんなく発揮できる環境を整備することは、これまで以上に重要な課題である。特に、意欲と能力がある女性がもっと活躍できる職場づくりのためには、ポジティブ・アクションが不可欠である。

しかし、現状をみると、未だその必要性、重要性が十分認識されず、ポジティブ・アクションの取組に着手していない企業や、取り組んではいるものの、その効果があがっていない企業も少なくない。

今般、女性の活躍推進協議会は、企業、労使団体等がポジティブ・アクション普及促進の趣旨に賛同して活動を行う際に利用することができるシンボルマーク（以下「マーク」という。）を公募により作成し、ポジティブ・アクションへの関心、認知度を高め、ポジティブ・アクションの取組に向けての社会的機運の醸成を図ることとした。

### 2 活用方法

#### （1）使用できる企業、労使団体等

- ・ ポジティブ・アクションに取り組んでいる企業
- ・ ポジティブ・アクションの普及促進に賛同する企業、労使団体、地方自治体等

#### （2）使用例

- ・ ポジティブ・アクションに取り組む企業が、社内報にマークを掲載、ポジティブ・アクションの取組を紹介し、社員の意識啓発を図る。
- ・ ポジティブ・アクションに取り組む企業が、募集・採用の際に、募集要項や会社案内、企業のホームページ等にマークを掲載し、企業の取組をアピールする。
- ・ ポジティブ・アクションに取り組む企業が、商品や名刺等にマークを掲載し、企業のイメージアップを図る。
- ・ ポジティブ・アクションの普及促進に賛同する労使団体等が、広報誌やホームページ等にマークを掲載し、関係企業にポジティブ・アクションの取組を促す。

など

### 3 活用の留意点等

#### （1）使用目的

- ① マークの作成趣旨に基づいた場合に使用できること。
- ② 次の場合には使用できないこと。
  - ・ 独占的又は営利目的への使用。
  - ・ マークの作成趣旨に反するなど著しく不適当と認められる使用。

(2) 著作権等

- ① マークの著作権等の一切の権利は、厚生労働省に帰属すること。
- ② マークは厚生労働省ホームページに掲載し、自由に使用できること。

(3) 色・形等（別紙）

- ① カラーで使用する場合には色は変えないこと。
- ② 拡大または縮小して使用できること。ただし、マークを変形しないこと。
- ③ マークとあわせて使用する文字以外のデザインは加えないこと。
- ④ 任意の文字を入力する場合は、マークの作成趣旨に基づいた内容とすること。

(4) その他

使用方法が、マークの作成趣旨に合致しているか否か判断がつかない場合には、厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課まで問い合わせること。

4 普及方法

- (1) 労使団体、地方自治体等に普及への協力を依頼。
- (2) 厚生労働省ホームページ等に掲載する等、様々な機会を通して企業や労働者等へ周知。



C 91 %  
M 11 %  
Y 63 %

M 64 %  
Y 100 %

ポジティブ・アクションに取り組んでいます



文字はモリサワ  
Jun 501  
色はC 91 %  
M 11 %  
Y 63 %

ポジティブ・アクションを推進しています



ポジティブ・アクションに賛同します

## 任意の文字を入力する場合

シンボルマークの作成趣旨に基づいた内容としてください



### ＜記入例＞



○○○株式会社は  
ポジティブ・アクションに取り組んでいます



## ポジティブ・アクションに取り組んでいます

### 平成〇〇年度均等・両立推進企業表彰 均等推進企業部門 〇〇労働局長〇〇賞 受賞

(注)

均等・両立推進企業表彰（平成19年度～）

- 厚生労働大臣最優良賞
  - 均等推進企業部門

厚生労働大臣優良賞

### 都道府県労働局長優良賞・奨励賞

均等推進企業表彰（平成11年度～18年度）  
を受賞した企業に限ります。